

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

（1）目標年次

この方針では、滝川都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年(2030 年)の姿として策定する。

（2）範 囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

	市 町 名	範 囲	規 模
滝川都市計画区域	滝 川 市	行政区域の一部	約 7,442 ha
	新十津川町	行政区域の一部	約 1,361 ha
	合 計		約 8,803 ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、道央広域連携地域空知地域の中央部に位置している。滝川市は、道央圏と道北圏及び道東圏を結ぶ交通の要衝として、農業を基幹産業としながらも、商業機能の集積や流通機能の拠点となるなど、中空知圏の中核的な都市として発展してきた。新十津川町は、農業を基幹産業として発展してきており、新十津川町役場、JR 新十津川駅等を中心として市街地が形成され、現在は滝川市と一体的な生活圏を構成している。

本区域においては、人口の減少や少子高齢化の進行、郊外部における無秩序な市街地の拡大と中心市街地の空洞化、市街地内での未利用地の発生、日常生活における自動車利用の増加、豊かな農村・田園環境の保全など、今後の都市づくりにおいて対応すべき様々な課題が見られる。

滝川市では、地域特性に応じたコンパクトな都市の形成を目指し、地域資源である豊かな自然環境を守り、地球環境にやさしい都市づくりを進めるとともに、都市づくりのテーマを市民が創る「北のエコ・コンパクトシティたきかわ」とし、次の 3 つを重視して都市づくりを進めることとしている。

- ・道路軸に都市機能を集約し、市民の暮らしやすさを向上・持続するとともに交通利便性を活かし、地域活力を創出
- ・豊かな自然環境・農村環境を守り、環境負荷を低減
- ・市民が主体となって、暮らしやすい、満足できる、住み続けたい都市づくりの実現、また、今後進めるべき都市づくりの目標として次の 3 つを掲げている。
- ・高齢者・障がい者・子どもなど、みんなが暮らしやすい都市づくり
- ・既存ストックを活かした活力ある都市づくり
- ・豊かな環境を守る・活かす都市づくり

新十津川町では、環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、住民と行政がともに手を取り合いながら、誰もが住み続けたいと思えるまちを築くため、まちづくりのテーマを「豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る いきいき未来」とし、まちづくりの目標として次の 6 つを掲げている。

- ・みんなでつくる住みよいまち
- ・みんなでつくる健やかなまち
- ・みんなでつくる豊かなまち
- ・みんなでつくる安心なまち

- ・みんなでつくる学びのまち
- ・みんなとともに歩むまち

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、都市の防災性の向上が図られ、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指すものである。

Ⅱ．区域区分の決定の有無

1．区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口や世帯数は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後もこれらが増加、発展に転じることは容易でないと推測される。

今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

Ⅲ．主要な都市計画の決定の方針

1．土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域は、複数の市街地を抱える農業を中心とした田園都市として、また、中空知圏の中核的な都市における商業機能の集積や流通機能の拠点とし、3・3・2大通（国道12号）、3・4・6西大通（国道451号）、3・3・10札沼通（国道275号）を基軸として、計画的に市街地の整備が進められてきた。

しかしながら、中心市街地においては、人口減少や少子高齢化にともなうコミュニティの衰退、空き店舗・空地などの増加による商業業務機能の衰退、賑わいの喪失などがみられ、中心市街地の機能回復が求められている。

また、既存の市街地においては未利用地が散見され、今後も増加することが予想される一方、郊外の農業地域においては農地転用による都市的土地利用の無秩序な拡大がみられ、都市機能の適切な配置と集約化が必要となっている。

このため本区域においては、都市を取り巻く環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活が持続可能なコンパクトな都市づくり、さらには、低炭素型都市構造への転換を目指し、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、高度利用住宅地、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・滝川市街地の中心商業業務地には、高度利用住宅地を配置し、商業業務のほか、行政、金融、医療・福祉など多様な都市機能の集積による高い利便性を享受し、安全で安心な住環境が備わった、まちなか居住を推進する。
- ・滝川市街地の中心商業業務地の周囲や都市幹線街路である3・3・3号東三号通

(国道 12 号滝川バイパス)、3・3・5 号東大通 (国道 38 号)、3・4・6 号西大通 (国道 451 号)、3・4・15 号西二号通及び 3・4・13 号三丁目通で形成される都市環状軸の沿道及び沿道の内側には一般住宅地を配置し、生活利便施設等の立地と公共交通機関でのアクセスの確保による利便性の向上、良好な住環境の保全を図ることにより、滝川市街地における徒歩を中心とした日常生活圏の形成、維持を図る。

- ・滝川市街地の縁辺部には専用住宅地を配置し、利便性の確保と周辺の田園環境との調和が図られた良好な住環境の形成を図る。
- ・江部乙地区については、地域商業業務地の周囲や 3・3・2 号大通 (国道 12 号) の沿道に一般住宅地を、市街地東側に専用住宅地をそれぞれ配置し、コミュニティや交流活動の拠点の維持・充実にに向けた土地活用を図るとともに、周辺の自然環境、田園環境との調和が図られた住環境を形成する。
- ・東滝川地区については、一般住宅地を配置し、生活利便施設の立地を一定程度許容するなどのコミュニティや交流活動を支える機能の充実にに向けた土地活用を図るとともに、市街地外縁部の一部には計画的に整備された専用住宅地を配置し、安心とゆとりのある住環境の形成を図る。
- ・新十津川市街地の地域商業業務地の周囲や 3・3・101 号札沼通 (国道 275 号) 沿道には一般住宅地を配置し、沿道環境と背後地の住環境の調和を図るとともに、市街地の外縁部には土地区画整理事業等により計画的に整備された専用住宅地を配置し、周囲の自然環境、田園環境と調和した、低層住宅主体のゆとりある住環境の形成を図る。
- ・新十津川市街地の J R 新十津川駅の周囲には、一般住宅地を配置し、生活利便施設の立地を許容しつつ、周辺の住宅地との調和を図り良好な住環境を形成する。

② 商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地、地域商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、滝川市街地の 3・3・2 号大通 (国道 12 号) 及び 3・3・5 号東大通 (国道 38 号) の交差部から JR 滝川駅前にかけて配置し、商業業務施設や娯楽施設の集積のほか、行政、金融、医療・福祉、居住など多様な都市機能の集積、複合化により、広域的な生活圏の形成、維持を図るとともに、中心市街地らしいにぎわいのある空間形成を図る。
- ・滝川市街地の 3・3・2 号大通 (国道 12 号) 及び 3・4・6 号西大通 (国道 451 号) の沿道には、地域商業業務地を配置し、中心商業業務地と一体となって、滝川市街地における生活利便性の向上を図る。
- ・江部乙地区の J R 江部乙駅前沿道には地域商業業務地を配置し、生活利便施設等の立地を図ることにより、それぞれの市街地における日常生活圏の維持を図る。
- ・新十津川町中央地区や橋本・みどり地区の 3・3・101 号札沼通 (国道 275 号) 沿道には、景観の統一や環境整備がされた地域商業業務地を配置し、生活利便施設等の立地を図ることにより日常生活圏の維持を図る。
- ・滝川市街地の 3・3・3 号東三号通 (国道 12 号滝川バイパス) と 3・3・5 号東大通 (国道 38 号) の交差部を中心とした沿道には、沿道商業業務地を配置し、交通利便性の高さを生かした生活利便施設等の集積により、道路利用者や背後地の住宅地の利便性の維持を図るとともに、中心商業業務地との調和と連携を図る。
- ・滝川市においては、特別用途地区を定めることにより、商業業務機能の適切な配置を図る。

③ 工業・流通業務地

- ・本区域の工業・流通業務地は、一般工業地及び流通業務地で構成する。
- ・滝川市街地の滝川工業団地には一般工業地を配置し、工業系土地利用の集積を図

る。また、当該団地の西側地域には、特別用途地区を活用した研究研修機能の土地利用を促進する。

- ・ 滝川市街地北側の 3・3・2 号大通（国道 12 号）沿道の滝川中央工業団地には一般工業地を配置し、広域幹線道路沿道の交通利便性の高さを生かした工業系土地利用の集積を図る。
- ・ 3・3・2 号大通（国道 12 号）沿道には一般工業地を配置し、背後地の住環境や田園環境の保全に配慮しながら、沿道型工業施設の立地を図る。
- ・ 滝川市街地東側の 3・3・5 号東大通（国道 38 号）沿道の中空知流通関連団地には流通業務地を配置し、道央圏と道北圏及び道東圏を結ぶ交通の要衝として、広域幹線道路や北海道縦貫自動車道滝川インターチェンジに近接する交通利便性の高さを生かした流通業務施設のさらなる集積を図る。
- ・ 新十津川市街地の 3・3・101 号札沼通（国道 275 号）と 3・4・23 号滝新通（国道 451 号滝新バイパス）の交差部の周囲には一般工業地及び流通業務地を配置し、引き続き企業誘致等を進めることにより、交通利便性の高さを生かした工業施設や流通業務施設の集積を図る。
- ・ 工業・流通業務地には、必要に応じて特別用途地区を定めることにより、合理的な操業環境等の形成や周辺の住環境の保全に配慮する。

④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・ 中心商業業務地の縁辺部については、都市機能の集積と複合化を図るため、用途の純化など土地利用の見直しを進める。
- ・ 滝川工業団地の北側については、住宅地としての土地利用が進んでいることから、住環境の保全と合理的な操業環境の確保を図るため、住宅地への土地利用の見直しを進める。
- ・ 中心商業業務地から 3・3・3 号東三号通（国道 12 号滝川バイパス）との交差点にかけての 3・3・5 号東大通（国道 38 号）沿道の土地利用については、沿道商業業務地における商業業務機能の集積と背後地の一般住宅地の住環境の保全に配慮し、それぞれの土地利用の範囲について見直しを進める。
- ・ 滝川市街地の縁辺部の専用住宅地においては、既存の住宅地の密度等を踏まえ、ゆとりある住環境の保全を図るため、必要に応じて低層住宅を主体とした専用住宅地に土地利用の純化を図る。
- ・ J R 新十津川駅周辺は、J R 札沼線の廃線による流通機能の移転を含め土地利用の動向を見極めながら、住宅地等への転換など土地利用の見直しを進める。
- ・ 滝川市内の学校跡地については、周辺のコミュニティ機能を考慮しながら、良好な住環境を保全するため、適切な土地利用を検討する。

（２）市街地の土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

- ・ 滝川市の中心商業業務地については、社会経済状況の変化や今後の土地利用の動向を考慮しながら、高度利用地区の見直しを検討する。

② 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・ 滝川市街地の中島地区を含む周辺の専用住宅地については、地区計画を定め、閑静でゆとりのある住宅地としての住環境及び景観を保全する。
- ・ 新十津川市街地の専用住宅地については、土地区画整理事業等により形成された良好な住環境の保全を図る。

（３）その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・ 本区域のうち、集团的農用地や、国営・道営の土地改良事業等各種農業投資が実

施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 洪水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。また、気候変動により増大する水災害リスクに対して、まちづくりにおける防災への配慮について検討する。
- ・ 既存市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。

③ 自然的環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・ 豊かな自然的環境を有する山林原野、樹林地、丘陵地、河川敷地等については、今後とも良好な自然的環境の保全に努める。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・ 用途白地地域については、営農環境や田園景観の保全、無秩序な市街化の抑制を図るため、特定用途制限地域を定め、田園地域や幹線道路沿道など、地域ごとの特性に応じた土地利用の整序を図る。特に、3・3・3号東三号通（国道12号滝川バイパス）沿道の用途白地地域については、優良な農地があることから、特定用途制限地域等を定め、無秩序な土地利用による営農環境等の悪化を防ぐ。
- ・ 滝川中央工業団地及び中空知流通関連団地については、流通業務施設を中心とした工業系土地利用の集積が進んでいることから、今後の工業・流通業務施設の立地動向等を踏まえ、必要が認められる場合には、農林業との調整を十分に図った上で、これらの団地を拡大し、工業系用途地域等を定めることにより、計画的な工業・流通業務地の整備を進める。
- ・ 現況が優良な農地である滝江市江部乙地区及び北滝の川地区については、農業との調整を図りながら、用途地域の縮小を検討する。
- ・ 現況が優良な農地である新十津川市街地の中央地区西側及び橋本地区西側については、今後の土地需要等の動向を踏まえ、農業振興地域農用地区域への編入に合わせた用途地域の縮小を検討する。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、道央広域連携地域空知地域の中央部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えをもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・鉄道やバスの公共交通体系の変化が想定されることから、公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。
- ・本区域は豪雪地帯であり、冬季間の交通の確保やバリアフリー化など、冬の交通環境の改善を図る。
- ・本区域の滝川市は、ＪＲ函館本線及びＪＲ根室本線を境に市街地が形成されていることから、市街地の一体性や連携性の確保のために、道路網の形成に努める。

ｂ 整備水準の目標

- ・交通体系については、広域のかつ長期的視点に立って整備を図っていくこととし、当面次のような整備水準を目標とする。
- ・街路網については、広域交通に対応する骨格街路網の整備を促進するとともに、都市内の幹線街路網は各道路機能に応じて段階的な整備を進め、将来の幹線街路網密度がおおむね 3.41km/km^2 となるように都市計画道路の整備を図る。

	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	2.61 km/km^2	2.84 km/km^2

② 主要な施設の配置の方針

ａ 道 路

- ・北海道縦貫自動車道が市街地東側を通過していることから、広域幹線軸としてアクセス機能の強化を図る。
- ・３・３・２号大通（国道 12 号）、３・３・３号東三号通（国道 12 号滝川バイパス）、３・３・５号東大通（国道 38 号）、３・４・６号西大通（国道 451 号）、３・４・23 号滝新通（国道 451 号滝新バイパス）及び３・３・101 号札沼通（国道 275 号）を広域都市軸として都市の骨格となる道路とする。
- ・３・４・８号蔵前通（一般道道滝川停車場線）、３・４・29 号十二丁目通（一般道道江部乙赤平線）、３・４・104 号学園通（一般道道学園新十津川停車場線）及びその他の都市計画道路を配置し、中空知圏域交流軸として都市内道路網を形成する。

ｂ 交通結節点等

- ・ＪＲ函館本線の滝川駅に駅前広場を配置しており、交通結節点機能を確保する。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・３・３・２号大通（国道 12 号）
 - ・３・４・29 号十二丁目通（一般道道江部乙赤平線）
 - ・３・４・13 号三丁目通（市道西 3 丁目通り線）
- 上記路線の整備を促進する。

（２）下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

近年における都市化に伴い、市街地の保水機能の低下等、水循環機能に大きな変化が生じている。

このため、土地利用と河川及び下水道の整備計画との整合を図り、総合的な治水対策を促進する。

ア 下水道

- ・良好な都市環境の確保、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と公衆衛生の向上に資するため、石狩川流域下水道計画と整合を図りつつ、下水道整備を促進する。

イ 河 川

- ・市街地の開発にあたっては流域が本来有している保水・遊水機能を確保するとともに、流域の土地利用計画等を勘案し、総合的な治水対策を推進し、自然環境の保全を図る。

b 整備水準の目標

ア 下水道

- ・下水道の普及率は、平成 27 年（2015 年）で滝川市が 93.8%、新十津川町が 65.7%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の推進を図る。

イ 河 川

- ・河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置方針

a 下水道

- ・生活雑排水及び産業排水等による水質汚濁や雨水による浸水の被害を防ぎ、衛生的な都市生活の充実と確保を目標として、将来的な土地利用と整合を図りながら、滝川公共下水道及び石狩川流域下水道の整備の促進及び合流式下水道の分流化への改善を図るとともに、適切な改築更新を図る。

b 河 川

- ・石狩川、空知川、徳富川、ラウネ川及び江部乙川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や総合的な治水対策などに努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりである。

- ・市街地の合流式下水道の分流化への改善を進めるとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら、改築更新を行う。
- ・石狩川、徳富川、ラウネ川及び江部乙川については、周辺の土地利用との整合を図りながら、河川改修の促進を図る。

（３）その他の都市施設

- ・中・北空知ごみ処理中ブロック施設、中空知火葬場（滝の川斎苑）及び滝川地方卸売市場については、それぞれの施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建替整備等を行う。
- ・その他のごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域では、骨格となる河川軸を形成している石狩川、空知川及び徳富川が市街地を流れ、肥沃な大地として豊かな緑の生育環境を形成している。

また、石狩川及び空知川の河岸段丘が市街地に多彩な樹林地を残し、良好な河川空間を形成するとともに、北東部の丘陵山地である丸加高原を源流とし、南西部に流れる中小河川が豊かな自然的環境を残しながら、市街地を貫流し石狩川へ注ぎ込んでいる。

この緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及び各系統における機能が総合的に発揮され、かつ、緑のネットワークを形成するように公園緑地等を適正に配置し、整備保全に努める。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

- ・都市の骨格となる緑地として、池の前水上公園、滝の川公園、滝川公園、空知川緑地及び石狩徳富河川緑地を配置する。

b レクリエーション系統

- ・日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地である街区公園や近隣公園については、地域ニーズを踏まえ都市の集約化に対応した効率的、効果的な配備や配置の適正化を図り、地区公園については持続可能な整備と保全に努める。

c 防災系統

- ・災害時における避難地及び防災拠点として、滝の川公園及び中央公園を配置する。

d 景観構成系統

- ・郷土的景観を形成する池の前水上公園、滝の川公園、滝川公園、空知川緑地及び石狩徳富河川緑地を配置する。

② コンパクトなまちづくりに係る配置方針

- ・コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。

また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、長期未着手公園等の見直しを含めて、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

- ・都市緑地法の規定に基づき策定した「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として、都市計画決定を行う。